

11月29日全員協議会で市長より発表された文書—全文—

—この文書は運動団体、県連にも送付済みということです。—

同和問題に関する民間運動団体への対応について

1、方針

本庄市では、昭和44年に国が制定した同和対策事業特別措置法により、同和問題の早期解決を市の重要施策と位置付け、同和対策事業を推進してまいりました。この特別措置法制定以後、3つの特別措置法を経て33年間にわたって行われてまいりました特別対策は、平成14年3月31日に失効し、以後、本市では一般対策として、同和問題に関する民間運動団体（以下「運動団体」という。）への活動費補助金や集会所事業、人権保育などの諸施策を実施してまいりました。

長年続けてまいりました運動団体との関係でありましたが、補助金のあり方を含めた、今後の運動団体との関係について検討を重ねた結果、あらゆる運動団体との関係を終了し、対応及び人権行政を次のとおり変更いたします。

2、変更概要

(1) 運動団体への対応

「同和問題に関する民間運動団体への対応方針」は本日をもって廃止する。運動団体及びその上部団体が主催又は関係する話し合い、研修会、総会等一切の事業に対応しない。

運動団体支部活動費に対する補助金の交付は、平成25年3月31日をもって廃止する。

(2) 今後の人権行政

「今後の同和行政基本方針」、「今後の同和教育基本方針」、「本庄市人権・同和行政実施計画」は、本日をもって廃止する。今後は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、同和問題もあらゆる人権問題の中の一つとして、教育及び啓発を中心とした取組みを進める。

集会所事業は、平成23年度をもって廃止する。集会所については、地元自治会への移管や他施設としての利用又は解体等を検討していく。

隣保館事業は、平成23年度をもって廃止する。隣保館については、公民館等の施設としての利用を検討していく。

人権保育は、平成23年度をもって廃止する。

11月15日に提出された請願

子どもの医療費を中学卒業まで 無料にすることを求める請願書

本庄市議会議員 木村 広二 様

〔請願趣旨〕

現在の厳しい経済情勢の中で、多くの市民から「子どもたちの医療費無料化の拡充をしてほしい」という要望が出されています。

本庄市では現在、小学校卒業までの無料化が実施されていますが、県内では過半数を超える自治体で中学校卒業まで無料となっており、近隣の上里町、神川町でもすでに中学校卒業までの無料化が実施されています。さらに、美里町も来年4月から実施予定とされており、そうならば本庄市以外の郡内すべて中学校卒業までの無料化が実現することとなります。

今後の本庄市のまちづくりを考えたとき、「子育て支援が充実したまち」として安心して子どもが医療機関を利用できる体制づくりが重要です。

つきましては、さらなる子どもの医療費助成の拡充をはかるため、対象年齢を中学校卒業まで引き上げるようお願いいたします。

〔請願事項〕

1、子どもの医療費を中学卒業まで無料にすることを求めます。

〔請願者〕

埼玉土建一般労働組合本庄支部長 飯野 茂
本庄民主商工会長 金澤 利行
新日本婦人の会本庄支部長 井野川 千恵子
他 2049筆

